

平成17年9月26日

作業員の負傷について

平成17年9月23日午前5時30分頃、発電所構内の協力企業棟内で、事務所内OAフロア敷設作業を行っていた作業員が、OAフロア部材加工中に、高速切断機*1のカッター部分に左手小指を引き込まれ負傷しました。このため、業務車で病院へ搬送しました。

当日の診察の結果では、左手小指切創のため通院・加療となっております。

確認の結果、今回の加工作業においては、本来であればバンドソー*2を使用すべきところ、高速切断機を使用したため負傷に至ったものでした。また、これは被災者に対する工具の用途別使用方法に関する指導が十分でなかったことによるものです。

今回の事象を協力企業との会議の場で紹介し、再発防止に努めてまいります。

以上

*1 高速切断機

電動工具の一種で、円盤状ののこぎりを使用し部材を切断するカッター。

*2 バンドソー

電動工具の一種で、帯状ののこぎりを使用し部材を切断するカッター。

これは「当社原子力発電所における不適合事象の公表方法の見直しについて」（平成15年11月10日お知らせ済み）における区分Ⅲの事象として、休日に発生した不適合事象を公表しているものです。